

紀要

第 8 号

目 次

序

- 近江へのアプローチ・その 2 神崎郡篇 (近江歴史クラブ)
1. 愛知川左岸域の開発と水利 (佐野 静代)
2. 後期古墳 (細川 修平)
3. 丸山 1 号墳出土土師質陶棺について (中村 智孝)
4. 古墳時代の鍛冶工房 (大道 和人)
5. 古代の集落 (畠中 英二)
6. 建物遺構 (神保 忠宏)
7. 古代寺院一軒丸瓦の文様から (重岡 卓)
8. 郷 (里) (内田 保之)
まとめにかえて

日本古代国家形成史論に関する諸前提

- ~研究ノートあるいは覚書その 1~ (芝池 信幸)
春日山古墳群分布調査報告 (岩橋隆浩・大崎康文・工藤基志・高橋あかね)
6 世紀代における木棺直葬墳の副葬・供獻について
~葬送習俗としての「主体部内容器埋納」にみる
「畿内型横穴式石室」との関係を中心に~ (畠中 英二)
高島郡における製鉄の問題から~ 6 世紀を考えるための序章~ (細川 修平)
湖南地域の異方位地割と古代の建物方位 (田井中洋介)
木炭窯の形態からみた古代鉄生産の系譜と展開に関する予察
~滋賀県瀬田丘陵の事例を中心に~ (大道 和人)
赤野井湾遺跡出土の鋤 (阿刀 弘史)

1995. 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

赤野井湾遺跡出土の鋤

阿刀 弘史

1. はじめに

滋賀県守山市赤野井地先の湖底にある赤野井湾遺跡からは、実に4000点以上の木質遺物が出土した。出土木質遺物は弥生時代後期から古墳時代前期を中心として、縄文時代から中世までの幅広い時期に属すると考えられる。また、鍬・鋤などの農具をはじめとして、内容的にも非常に多彩である。調査整理課では現在、これら出土木質遺物の整理・保存処理を行っている。

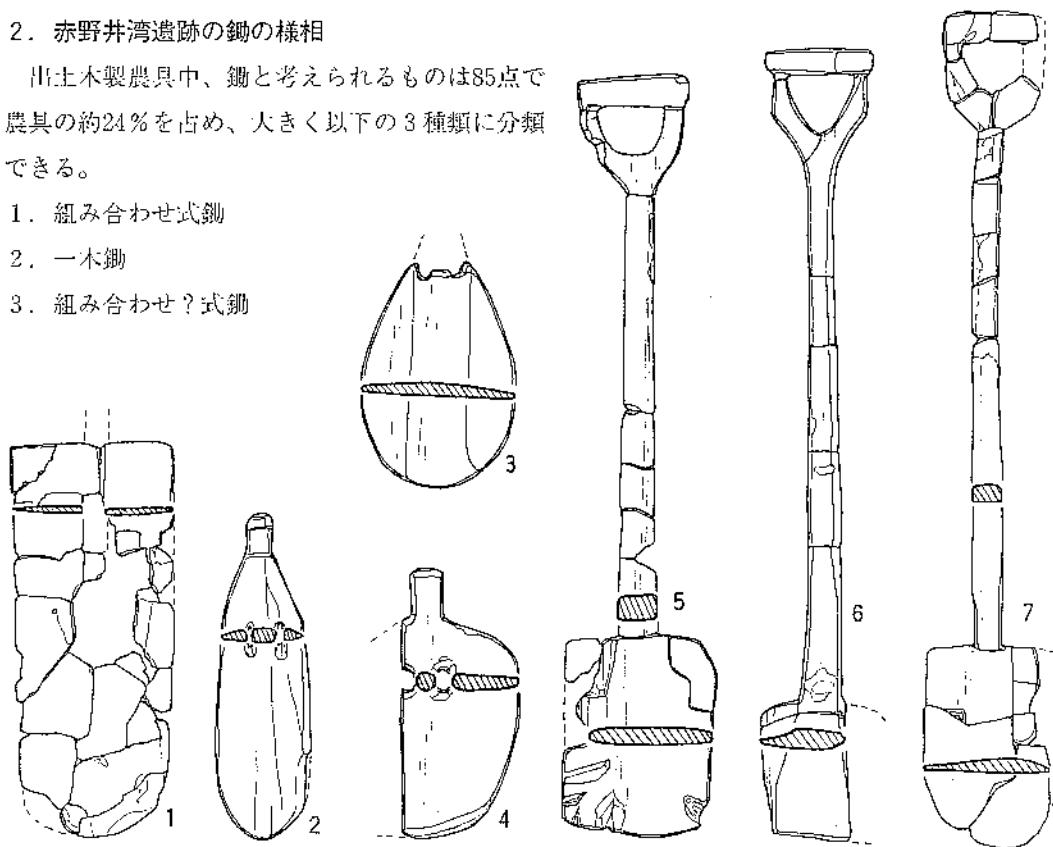
赤野井湾遺跡全体からの出土木質遺物中、実測を行ったのは計4359点で、うち農具とみなしうるものは355点、全体の約8%にあたる。まとまった数が出土した天神川一次⁽¹⁾、天神川二次⁽²⁾、南そ⁽³⁾の2、新守山川その4の各調査区では、各出土数につき約8%前後の割合で農具が含まれている。

本稿ではまずその中から、鋤について紹介してみたい。後述するように、赤野井湾遺跡の鋤は1種類だけではない。これを紹介し、問題点を明らかにすることで、近江の鋤の機能と形態の変遷を探る足がかりとしたいたい。なお、時代決定には奈良国立文化財研究所『木器集成図録・近畿原始篇』(1993年)における編年を使用した。また、図版はスケールの無いものは $\frac{1}{8}$ である。

2. 赤野井湾遺跡の鋤の様相

出土木製農具中、鋤と考えられるものは85点で農具の約24%を占め、大きく以下の3種類に分類できる。

1. 紐み合わせ式鋤
2. 一本鋤
3. 紐み合わせ?式鋤



第1図 赤野井湾遺跡出土の鋤

1. 組み合わせ式鋤（図1-1）

薄くて幅の広いタイプのもので、10点出土している。出土したものは、すべて中央に長方形の穴があけられている。これだけでは着柄できないので、上端部中央に着柄用の突起が作り出されていたと想像されるが、どれにも残存していない。しかし折れたような痕跡は認められる。おそらく大阪府鬼虎川遺跡出土例（図2-2）のように、柄の先端部分を斜めに削り、それを中央の穴に差し込み、更に着柄用突起と柄を縛り付けて、2点で固定して使用したのであろう。

10点中8点がアカガシ亜属製である（2点は未同定）。その薄さと、必要な強度からすれば当然とも言えよう。しかし、これで直接地面が掘れるかどうかは疑問である。掘り起こした土をすぐったり移動したりするのに使用されたのだろうか。前述のような着柄方法を用いれば身と柄に角度がつき、土をすぐうには便利だったと思われる。いわゆる「組み合わせ式屈折鋤」である。

2. 一木鋤（図1-5、6、7）

シャベルのように、主に耕起用として使用したと思われる。形態的には弥生V～4世紀と考えられる。短めで、握りの部分はすでに現在のシャベルとほぼ同じ形に完成されている。

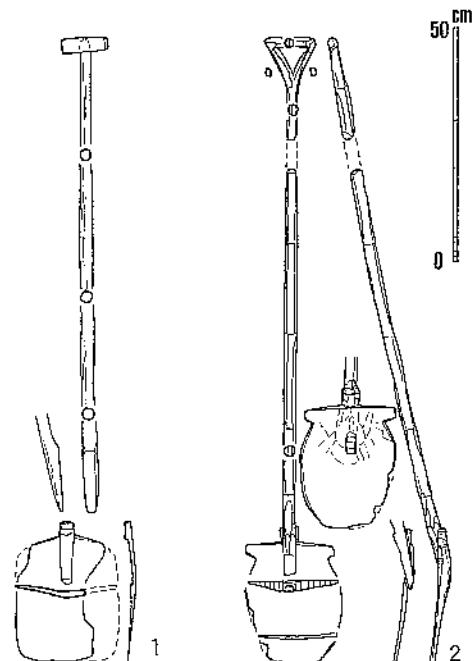
一木鋤と思われる9点の内、全体の形状を知りうる3点の資料は、全て身と柄に角度がつかない「直伸鋤」である。またその内の1点は、土をすくいのせる身の部分にくぼみがなく、このことからも「すぐう」よりも「耕起」の方に重点が置かれている印象である。なお、先端は磨滅しているため、金属製の刃を装着していたかどうかについては知り得ない。

樹種は9点中6点がアカガシ亜属であった（3点は未同定）。組み合わせ式の鋤と比較すると厚く、頑丈な印象である。これならば「耕起」することも可能だったのではないだろうか。

3. 組み合わせ式鋤（図1-2、3、4）

いまだ鋤と認定することが困難な一群である。身の中央やや着柄部寄りに緊縛用と思われる一对の穴があけられており、また着柄用の突起も作り出されている。この一对の穴が開けられていること、スギやヒノキなどの針葉樹で作成されていること、などが特徴として挙げられる。

出土した26点中21点が新守山川その4調査区から出土したが、調査区内の北側であるA区と南側のB区とで形が異なる。A区では紡錘形で細身のタイプが多く、一方B区では最大幅が着柄部寄りになるウチワ形が多い。着柄用の軸部を除いた身の長さと幅の比率が、2:1を境として身の方が長ければA型（図1-2）、短ければB型（図1-4）、として分類したところ、A区出土13点中10点がA型、2点がB型となる。一方B区では出土8点中6点がB型、1点がA型とな



第2図 各地の組み合わせ式鋤

1. 島根県西川津遺跡

2. 大阪府鬼虎川遺跡

⁽¹⁶⁾ る。両区とも区内でまとまるので、これは特色としてとらえることができよう。さらに、両区に挟まれる南その2調査区からは、A型・B型・そのどちらとも異なる形(図1-3)の3種類が各1点ずつ出土している。一方A区・B区それぞれから、その「どちらとも異なる形」が各1点ずつ出土している。また、天神川二次調査区からもA型・B型が各1点ずつ出土している。

前述のように、樹種同定の結果はこのタイプについて、ほとんどが針葉樹で製作されていることを示している(1点のみツバキ)。しかし他の一本鋤や組み合わせ鋤は、全てアカガシ亜属を選択して製作されている。これらと同じかそれに近い用途、すなわち鋤として用いられていたならば、なぜこちらは針葉樹なのか、という問題が生じる。ではこれは鋤ではないのだろうか。

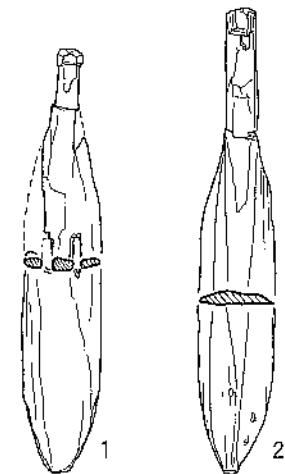
確かに、鋤だとすると不自然に思える点は他にも認められる。まず、このタイプ以外の鋤、つまり組み合わせ式鋤と一本鋤については、身の部分にしっかりとした肩があり、足をかけて踏み込みやすい形状をしている。ところがこの「組み合わせ?」のタイプでは、特にA型の紡錘型については、足をかけられるような肩がない。B型なら、足はかけられなくはない。またこのタイプの一部には、表面にかなり明瞭な加工痕が認められるものもある。常に土と接触していれば、表面が摩滅して製作時の加工痕は無くなってしまうのではないかと考えられるので、鋤以外の用途、例えば「櫂」の可能性も大いにある。しかし細長いA型については、ほぼ同じ形で針葉樹製で、中央の一対の穴を持たない、より「櫂」らしい製品の一群(図3-2)が、10点以上存在している。⁽¹⁷⁾ 懸念時点ではこちらの一群を「櫂」として認識しており、A型はできれば「櫂」以外の用途を想定したい。それに、B型の穴無しは出土していない。では、これが鋤として機能するために何かスギやヒノキでなければならぬような理由があったのだろうか。正倉院御物の「子日手辛鋤」の風呂部分がヒノキ製であることから、同じ鋤の機能を果たすけれども使い方が異なっていた、と考えることもできなくはない。

時期的には、弥生Ⅱ期から4世紀にかけて大阪などでも見られる。鋤や組み合わせ式鋤と比較すると、時期は重なるが、完全に一致する訳ではない。時期決定の再検討も必要であろう。

3. 鋤の柄(図4)

当然のこととして、鋤は身の部分だけでは機能しない。一本鋤はともかく、組み合わせ式の場合、柄と組み合わせて初めて「鋤」になる。しかし、実際には柄の識別は非常に難しい。握り部や着柄部が残存していればよいが、真中あたりが単独で出土した場合、これはどう見てもただの棒材に過ぎない。また、握り部や着柄部が残存していたとしても、ナスピ型鋤や櫂の柄になる可能性もある。赤野井湾遺跡出土木製品中、⁽¹⁸⁾ 一応鋤の柄とみなしうるものは6点である。

柄の長さは、作業効率や作業内容に直接関係してくる。一本鋤の柄は70~80cmのものが多く、



第3図 組み合わせ?式鋤と櫂

組み合わせ式の柄では1m前後の長さになる可能性が高い、ということからも両者の間には機能的な差が設定されていたと思われる。赤野井湾遺跡の一木鋤の場合、柄の部分は45~55cmで、他地域の例よりも短めである。

組み合わせ式の場合の着柄は、大阪府鬼虎川出土例や島根県西川津出土例（図2）からおおよそ推察できるが、「組み合わせ？」の鋤については、どのような柄とどのように組合わされるのか不明である。ここでは、出土木製品中鋤の柄と思われる物を挙げておくにとどめたい。

4. 赤野井湾遺跡の鋤の問題点

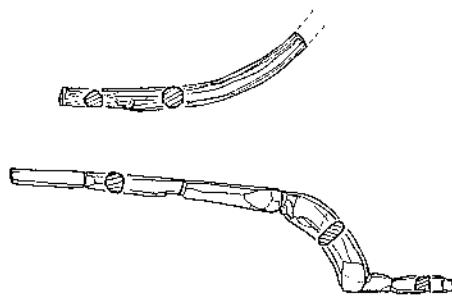
「組み合わせ？」について、まず鋤なのかどうか。もしも鋤ならば、なぜこれだけが樹種が異なっているのか。狭い地域で形態的な差が認められるのはなぜか。その形態差は何を反映しているのか。組み合わせ式鋤と一本鋤に想定されるような役割分担の面では、これはどのような役割を担っていたのか。そしてこれらの「鋤」は、どのような変遷を辿って変化したのか。古代の一本鋤と江州鋤とを比較してみても、身と柄を1本の材木から削り出しているという点は共通しているが、屈折鋤であること、身の上面に柄が差し込まれたような盛り上がりが作り出されていることなどは、むしろ組み合わせ式鋤の影響を受けているようにも思える。

属性として検討すべき要素としては、各部の法量、断面の形状、着柄方法、使用痕、樹種などが挙げられる。また、「櫂」の可能性を想定するのなら、土と水の抵抗の違いや使用痕のあり方は念頭におくべきであろう。両者とも抵抗は大きいが、土ならば擦痕がつくだろうし、櫂ならば常に全面に均一に力がかかるはずである。表面に加工痕が明瞭に残っている場合は櫂とみなして良いようにも思われるが、そういうものはほとんど針葉樹製である。民俗例では、櫂の柄をカシで作る例があるらしいので、水をかくにも相当の強度が要求されるように思われる。

5. まとめ

「鋤」という農具は、普通は土地の耕起・移動に使用する道具として認識されている。しかし実際にはそれだけではなく、畦を切って固めたり整形したりと、幅広く便利に使用されていた。農作業を効率よく進めていくためには欠かせない道具なのである。それだけに、その土地に応じた「使いやすさ」や「便利さ」へのこだわりは真摯なものがあったろう。赤野井湾遺跡の鋤は、それぞれの形態や特徴を比較していくと、それぞれが得意とすると想像される土地の条件や主な使用方法に差が認められる。良い仕事をするために「適材適所」が必要であるならば、これらの「鋤」も、それぞれが必要とされる場面に応じて取り出され、使用されたと考えてみたい。

これら赤野井湾遺跡から出土した、弥生時代から古墳時代にかけて製作され、使用されたと思われる鋤は、多くの問題をはらんでいる。わからないことばかりだが、とりあえず現段階では組み合わせ式鋤と一本鋤については、いわゆる「鋤」としての用途、すなわち土地の耕起・移動に使用した道具、という解釈をしておきたい。問題の「組み合わせ？」については、より櫂らしい



第4図 赤野井湾遺跡出土の鋤の柄

一群の存在や、2点で柄と結合するためにしっかりと固定でき、土をすぐうのも可能に思われるなどから、一応「鋤」とみなしておき、今後改めて遺物を検討しなおして、前述の多くの疑問への見解を確立したい。同時に、皆様の御意見・御助言もお待ちしている。

なお、この報告をまとめるにあたって兼康保明氏、濱修氏、中川正人氏、上垣幸徳氏、また京都大学本質科学研究所の伊東隆夫先生には多くの御教示・御協力を得た。謹んで謝意を表したい。

註

- (1) 滋賀県教育委員会・~~財~~滋賀県文化財保護協会『湖岸堤天神川水門工事に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書 赤野井湾遺跡』(1986年)
- (2) 滋賀県教育委員会・~~財~~滋賀県文化財保護協会『湖岸堤天神川水門工事に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書2 赤野井湾遺跡』(1987年)
- (3) 吉田秀則「湖岸堤赤野井南その2 赤野井湾遺跡」(『文化財調査出土遺物仮収納保管業務 昭和63年度発掘調査概要』滋賀県教育委員会・~~財~~滋賀県文化財保護協会 1989年)
- (4) 吉田秀則、造酒 豊「湖岸堤新守山川その4 小津浜遺跡」(『文化財調査出土遺物仮収納保管業務 昭和63年度発掘調査概要』滋賀県教育委員会・~~財~~滋賀県文化財保護協会 1989年)
- (5) ~~財~~東大阪市文化財協会『鬼虎川遺跡第19次発掘調査報告』(1988年)
- (6) 身の一部や半分が欠損しているものが多くて断定はできないが、残存している部分から幅や長さをある程度推測できるので、その判断に基づいて分類を行った。
- (7) 「水をかいて前進する」という目的を持って製作される櫂に穴をあけるとは考えにくい。また、あまり安直に民俗例に頼るのは良くないが、穴無しの一群は現在使用されている櫂(パドル)によく似ている。
- (8) 飯沼二郎「ものと人間の文化史19・農具」法政大学出版局 (1976年)
ただし、正倉院御物であるということは、実用ではなく祭祀・儀礼用だった可能性が非常に高いため、ここでヒノキが使用されているからといって、即座にその事実を実用品にあてはめることはできない。また、「子・日手半鋤」は鋤とは言っても牛馬耕に使用する「カラスキ」であるので、その点からも単純に比較して良いものではない。
- (9) 奈良国立文化財研究所『木器集成図録・近畿原始篇』(1993年)
- (10) 島根県教育委員会『朝酌川河川改修工事に伴う西川津遺跡発掘調査報告書IV(海崎地区2)』(1988年)

編集後記

昨夏は、暑い暑い日々が続きに続き、琵琶湖の水位は史上最低値を更新し続けました。その結果、湖岸のここかしこでは普段は目にすることの出来ない湖底遺跡の一画が姿を現わすことになりました。そして、明けて1月17日午前5時46分の悪夢の始まり。大自然の営為の前で、人間の無力を感じ続けた一年でした。被災者の方々には、衷心よりお見舞い申し上げます。さて、本号も多くの論考を掲載することが出来ました。つきましては、多くの方々からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。

平成7年3月

紀要 第8号

編集・発行 財團法人 滋賀県文化財保護協会
大津市湖南南大萱町1732-2
Tel (0775) 48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社
大津市札の辻4-20
Tel (0775) 23-2580 Fax (0775) 24-6668